議会運営委員会次第

日　時　令和７年１０月８日（水）
午前１０時開議
場　所　第３・４委員会室

１　開会

２　議題
（１）令和７年第３回定例会の運営について
ア　議事日程について
イ　陳情の採決方法について
ウ　意見書の取り扱いについて
エ　議員派遣について
オ　本日の本会議開会前の日程について
（２）その他
ア　令和７年第４回定例会の会期日程について
イ　その他

３　閉会

別紙１

令和７年流山市議会第３回定例会日程表（第６号）

令和７年１０月８日
午　後　１　時　開　議

第１　議案第６０号　令和７年度流山市一般会計補正予算（第３号）
議案第６１号　流山市職員旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について
議案第６２号　流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第６３号　工事請負契約の締結について（流山市立おおぐろの森小学校校舎増築等工事（建築工事））
議案第６４号　令和７年度流山市介護保険特別会計補正予算（第１号）
議案第６５号　令和６年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第６６号　流山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第６７号　専決処分の承認を求めることについて（保育所等入所承諾通知書誤送付に係る和解）
議案第６８号　令和７年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
議案第６９号　令和７年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
議案第７０号　令和６年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第７１号　令和６年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第７２号　令和７年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）
議案第７３号　令和７年度流山市水道事業会計補正予算（第１号）
議案第７４号　令和６年度流山市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

別紙１

議案第７５号　令和６年度流山市水道事業会計決算認定について
議案第７６号　令和６年度流山市下水道事業会計決算認定について
議案第７９号　流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
陳情第１４号　排泄に課題を抱える障害者（児）に対し、日常生活用具へ排泄予測支援機器の追加認定を求める陳情書
陳情第１５号　「国における２０２６年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書
陳情第１６号　「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書
陳情第１７号　野々下で進行中の休耕田の埋立に関わる農地転用を許可しないように求める陳情書
陳情第１８号　マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、国民健康保険加入者全員に資格確認書の発行を求める陳情書
陳情第１９号　物価高騰等に見合った医療機関への支援を国へ求める意見書の提出を求める陳情書
陳情第２０号　医療機関の事業と経営維持のための診療報酬再改定を国に求める意見書の提出を求める陳情書
陳情第２１号　委託先事業者（及び再委託先事業者）に対し業務完了の確認を徹底させ、１円まで活かす市政をより忠実に実践する事を求める陳情書
陳情第２２号　委託先事業者（及び再委託先事業者）に対し業務完了の確認と報告を徹底させ、１円まで活かす市政をより忠実に実践する事を求める陳情書
陳情第２３号　２０２５年７月執行参議院議員選挙における選挙公報（千葉県選挙区・全国比例）折込業務委託の実態を正確に認識し、今後の手配において１円まで活かす市政を忠実に実践する事を求める陳情書
（委員長報告・質疑・討論・採決）

別紙１

第２　議案第７７号　令和６年度流山市一般会計歳入歳出決算認定について
（委員長報告・質疑・討論・採決）

第３　発議第１３号　ガソリン税の暫定税率撤廃を求める意見書について
発議第１４号　バス運転手の不足の解消に関する意見書について
発議第１５号　建設労働者の雇用改善と担い手確保等に関する意見書について
発議第１６号　次世代研究者挑戦的研究プログラムの充実･強化を求める意見書について
発議第１７号　生活保護制度における違法な基準引き下げの是正等を求める意見書について
発議第１８号　政党助成金制度の廃止を求める意見書について
発議第１９号　医薬品や医療機器の安定供給確保並びにイノベーション推進を求める意見書について
（議案上程・提案理由説明・質疑・討論・採決）

第４　議員派遣の件

第５　所管事務の継続調査について

別紙２

令和７年流山市議会第３回定例会

委 員 会 審 査 報 告 書

流　　山　　市　　議　　会

別紙２

令和７年９月１９日

流山市議会議長　石原　修治　様

総務委員長　渡辺　仁二

総務委員会審査報告書

令和７年流山市議会第３回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第１１０条の規定により報告します。

記

番　　号	件　　名	審査結果	備　　考
議案第６０号	令和７年度流山市一般会計補正予算（第３号）	可　　決	５　対　１
議案第６１号	流山市職員旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について	可　　決	全会一致
議案第６２号	流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	可　　決	全会一致
議案第６３号	工事請負契約の締結について（流山市立おおぐろの森小学校校舎増築等工事（建築工事））	可　　決	全会一致
議案第７９号	流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	可　　決	全会一致
陳情第２２号	委託先事業者（及び再委託先事業者）に対し業務完了の確認と報告を徹底させ、１円まで活かす市政をより忠実に実践する事を求める陳情書	不　採　択	０　対　６
陳情第２３号	２０２５年７月執行参議院議員選挙における選挙公報（千葉県選挙区・全国比例）折込業務委託の実態を正確に認識し、今後の手配において１円まで活かす市政を忠実に実践する事を求める陳情書	不　採　択	０　対　６

別紙２

令和７年９月１６日

流山市議会議長　石原　修治　様

教育福祉委員長　海老原　功一

教育福祉委員会審査報告書

令和７年流山市議会第３回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第１１０条の規定により報告します。

記

番　　号	件　　名	審査結果	備　　考
議案第６４号	令和７年度流山市介護保険特別会計補正予算（第１号）	可　　決	全会一致
議案第６５号	令和６年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	認　　定	５　対　１
議案第６６号	流山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	可　　決	５　対　１
議案第６７号	専決処分の承認を求めることについて（保育所等入所承諾通知書誤送付に係る和解）	承　　認	全会一致
陳情第１４号	排泄に課題を抱える障害者（児）に対し、日常生活用具へ排泄予測支援機器の追加認定を求める陳情書	採　　択	全会一致
陳情第１５号	「国における２０２６年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書	採　　択	全会一致
陳情第１６号	「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書	採　　択	全会一致
陳情第１９号	物価高騰等に見合った医療機関への支援を国へ求める意見書の提出を求める陳情書	不採択	３　対　４

別紙２

陳情第２０号	医療機関の事業と経営維持のための診療報酬再改定を国に求める意見書の提出を求める陳情書	不　採　択	１　対　５
陳情第２１号	委託先事業者（及び再委託先事業者）に対し業務完了の確認を徹底させ、１円まで活かす市政をより忠実に実践する事を求める陳情書	不　採　択	０　対　６

別紙２

令和７年９月１７日

流山市議会議長　石原　修治　様

市民経済委員長　おだぎり　たかし

市民経済委員会審査報告書

令和７年流山市議会第３回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第１１０条の規定により報告します。

記

番　　号	件　　名	審査結果	備　　考
議案第６８号	令和７年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）	可　　決	全会一致
議案第６９号	令和７年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	可　　決	全会一致
議案第７０号	令和６年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	認　　定	全会一致
議案第７１号	令和６年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認　　定	全会一致
陳情第１８号	マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、国民健康保険加入者全員に資格確認書の発行を求める陳情書	不採択	０　対　６

別紙２

令和７年９月２９日

流山市議会議長　石原　修治　様

市民経済委員長　おだぎり　たかし

市民経済委員会審査報告書

令和７年流山市議会第３回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第１１０条の規定により報告します。

記

番　　号	件　　名	審査結果	備　　考
陳情第１７号	野々下で進行中の休耕田の埋立に関わる農地転用を許可しないように求める陳情書	不採択	０　対　５

別紙２

令和７年９月１８日

流山市議会議長　石原　修治　様

都市建設委員長　西尾　段

都市建設委員会審査報告書

令和７年流山市議会第３回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第１１０条の規定により報告します。

記

番　　号	件　　名	審査結果	備　　考
議案第７２号	令和７年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）	可　　決	全会一致
議案第７３号	令和７年度流山市水道事業会計補正予算（第１号）	可　　決	全会一致
議案第７４号	令和６年度流山市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	認　　定	５　対　１
議案第７５号	令和６年度流山市水道事業会計決算認定について	認　　定	５　対　１
議案第７６号	令和６年度流山市下水道事業会計決算認定について	認　　定	５　対　１

別紙２

令和７年９月３０日

流山市議会議長　石原　修治　様

決算審査特別委員長　坂巻　儀一

決算審査特別委員会審査報告書

令和７年流山市議会第３回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第１１０条の規定により報告します。

記

番　　号	件　　名	審査結果	備　考
議案第７７号	令和６年度流山市一般会計歳入歳出決算認定について	認　　定	４　対　１

別紙３

令和７年流山市議会第３回定例会

委　員　長　報　告　書

流　山　市　議　会

総務委員会委員長報告書

令和７年１０月８日

総務委員会に付託されました議案５件、陳情２件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、陳情第２２号「委託先事業者（及び再委託先事業者）に対し、業務完了の確認と報告を徹底させ、１円まで活かす市政をより忠実に実践する事を求める陳情書」について報告します。

本件は、広報ながれやま発行時に商業施設への配架を手配する場合は、委託先事業者と取り交わす仕様書に、商業施設の受け取りが確認できる物の作成、保管及び市の担当部署が提出を要求できる事を明記することを求めるものです。

初めに、当局より、

広報ながれやまは、仕様書に基づき、委託事業者と協議の上、現在市内の商業施設２３カ所に月３回配架しています。

委託事業者は、新聞折込等依頼書により各新聞専売所へ新聞折込及び商業施設への配架を依頼し、配架完了後は、各新聞専売所から完了印が押印された依頼書をもって、委託事業者から市に報告があります。

市は委託事業者からの報告に基づき検収を行っており、本契約は適切に履行されていると考えています。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

１　不採択の立場で討論する。

本陳情は、委託先の広告代理店が「広報ながれやま」を実際には商業施設に届けていないにもかかわらず、市当局には届けたと報告をして、委託料を不正に受け取っている可能性があるというものだと思うが、「複数の商業施設で配架が確認できなかった」「何度も商業施設の従業員に広報が届いていないことを確認している」ということだけを根拠に、虚偽の報告がまかり通っている可能性があると主張することは、困難だと思う。虚偽の報告、委託料の不正取得の可能性を示すには、もっと確かで厳密な根拠が必要である。また、陳情者の確信のみから、「商業施設の受け取りが確認できるものの作成と保管を明記する」「その書類などを当局に提出することを要求できる」といったことを仕様書に明記することは、困難である

と判断する。
２　不採択の立場で討論する。
市が委託している事業者が開拓し、「広報ながれやま」を配架している事業者との関係に、より厳密な作業を求めたいという陳情者の気持ちは理解する。また、委託事業者や配架に協力いただいている事業者からも同様の依頼があるならば実現可能と思うが、陳情が求める義務的業務がより作業を複雑化し、職員の異動等に伴う引継ぎ事項など業務量の増加を招くことになる。また配架先の御厚意により実現している配架にもかかわらず、陳情どおりのことを進めれば、配架の有無や残部を配架先が点検し、市や委託先へ連絡する業務も発生しかねない。
がありました。
採決の結果、０対６をもって、不採択すべきものと決定しました。
次に、陳情第２３号「２０２５年７月執行参議院議員選挙における選挙公報（千葉県選挙区・全国比例）折込業務委託の実態を正確に認識し、今後の手配において１円まで活かす市政を忠実に実践する事を求める陳情書」について報告します。
本件は、選挙公報折込業務委託手数料の基となる部数について、「折込定数」ではなく「発証数」に基づく部数で対応すること及び７月１２日朝刊折込業務完了後に、一部の販売店で選挙公報が大量に余り、廃棄予定として山積みとなっていた件について、委託先事業者に調査を要求することを求めるものです。
初めに、当局より、
選挙公報については、指定する新聞朝刊への選挙公報の折り込み及び商業施設への配架を委託しています。
先の参議院議員通常選挙では、広報ながれやまの新聞折込実績等を考慮した部数を、風雨等による汚損などを想定し、予備を含めて委託者に引き渡しています。
委託契約の仕様書に基づき、委託者から選挙公報を折り込んだ部数の報告を受けており、適切に履行されていると認識しております。
との意見がありました。
審査の過程における討論として、
１　不採択の立場で討論する。
陳情項目１については、「折込定数」ではなく「発証数」に基づく対応を求めているものであり、難しい要求ではなく、支持できるが、陳情項目２については、「選挙広報が大量に余り、廃棄予定として、山積みになっ

ていた」ことを事実として認定するのが前提になるので、この場でその当否を判断することは難しいと考える。資料には「松戸市」と書かれたチラシの束の写真が写されていたが、それをもって流山市内に配布されるべき選挙公報が、「大量に余り、廃棄予定として、山積みになっていた」と、即断することも難しいと考える。陳情者が事業者に要求すべきだとして市に求めている「何部余ったのか、なぜ大量に余ったのか、大量に余ることが事前に予想できなかったのか」などは、「大量に余っていた」「廃棄予定されていた」「山積みになっていた」ことを事実として認める上で初めて可能になる要求であり、この場でこれを是とすることも困難である。もしこれが事実として認められるのなら、直ちに住民監査請求や住民訴訟が起こされても良い話であり、それだけではなく「虚偽の折込・配達部数の報告に基づく公金の不正取得」として一市民の立場から刑事告発さえ可能な話となる。つまり陳情で済む話ではないだろうとも言える。

２　不採択の立場で討論する。

陳情項目１については、新聞社と販売店の関係や、販売店の経営に関わる内容が含まれており、第三者が口を挟むことではないと考える。

陳情項目２については、担当課は委託先等へ聞き取りを行っており、その結果から再調査は必要なしとのことであった。そうなれば、市選挙管理委員会は陳情者に説明責任を果たすことが必要と考える。

がありました。

採決の結果、０対６をもって、不採択すべきものと決定しました。

次に、議案第６０号「令和７年度流山市一般会計補正予算（第３号）」について報告します。

本案は、歳入では、令和６年度決算の確定に伴い繰越金を追加するほか、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を追加するなどの補正を行い、歳出では、プレミアム付デジタル商品券事業に必要な経費、脱炭素重点対策事業の太陽光発電設備導入等に係る補助金など、所要の補正を行うもので、既定の歳入歳出予算総額に、それぞれ４億２，１５２万円を増額し、補正後の予算総額を８６７億８，９０２万円とするものです。

審査の過程における討論として、

１　賛成の立場で討論する。

本案で特に注目すべき点は、国が推進するＧＩＧＡスクール構想のさらなる展開に関する経費である。児童生徒一人一台の端末整備は既に一定の段階まで進んでいるが、真に効果を発揮するためには、機器の更新やネットワーク環境の整備、さらには教職員の研修や教材の充実など、多角的な

支援が不可欠である。今回計上された補正予算は、まさにそうした基盤を整え、ＩＣＴ教育を一層進展させるための重要な一歩となるものであると考える。こどもたちが自ら学び、探求し、将来の社会に必要とされるデジタルスキルを培うことは、学力向上にとどまらず、本市の人材育成や地域の活力に直結すると考える。教育の機会均等を実現し、すべてのこどもが時代の変化に対応できる力を身につけられるようにする点で、本事業の意義は極めて大きいものである。

次に、脱炭素重点対策事業については、地球温暖化の進行は待ったなしの課題であり、国や自治体が連携して具体的行動をとることが強く求められており、本市においても、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの積極的な活用を推進することは、単に環境負荷を軽減するだけではなく、公共施設の運営経費削減を通じて市民全体の負担軽減につながる。さらに、市民や事業者に対して環境意識を高める効果も大きく、地域全体で持続可能な社会を築いていく原動力となる。特に次世代を担うこどもたちにとって、環境に優しいまちに暮らすことは大きな誇りとなり、地域愛を育む契機ともなると考える。

以上、教育分野においては未来を拓く人材育成の基盤を整備し、環境分野においては持続可能なまちづくりを力強く進めることができる本補正予算は、市民の福祉向上に資するものであり、将来を見据えた的確な施策であると確信している。

２　１点指摘と要望をし、賛成の立場で討論する。

プレミアム付デジタル商品券事業は、商品券の５千円を支払うことが困難な市民もいることへの配慮が欠けていることを指摘せざるを得ない。答弁では、他の自治体では１万円券が多いとのことであったが、それは５千円券が負担として大きくないことを意味しない。また、デジタル機器に不慣れな市民のことを考慮すれば、紙の商品券との併用も、コストなどを理由にして排除すべきではない。この点を補うような施策を併せて講じることを強く要望する。しかし、本案には、通学路の合同点検等に基づく対策要望箇所の工事に向けての取組、チャレンジドオフィスながれやまの機能を強化し事業の意義を高めるための職員予算の追加、物価高騰に対応するための子ども食堂やフードバンクへの経費補助、流山北小学校のエレベーター設置に向けた取組など、市民が求めてきた事業への手当てもなされている点を鑑みて賛成とする。

３　賛成の立場で討論する。

本補正予算は、物価高騰という市民生活に直結する課題に対し、迅速か

つ的確な支援を講じるものであり、特に子ども食堂やフードバンクへの支援は、地域のつながりとこどもたちの健やかな成長を支える重要な施策である。

また、省エネ家電の買い替え促進は、環境保全と家計支援の両面に資するものであり、持続可能なまちづくりの一環として評価できる。

プレミアム付デジタル商品券事業についても、地域経済の活性化と市民の購買力支援を両立させる施策であり、加盟店支援や高齢者対応など、きめ細かな配慮がなされている点を高く評価する。

さらに、水路浚渫や小学校のバリアフリー改修といったインフラ整備は、安全・安心な暮らしの基盤を支えるものであり、地域の声を反映した予算措置と受け止めている。

４　１点指摘し、反対の立場で討論する。

本補正予算は、通学路の交通安全施策、障害者の就労支援、フードバンクへの支援、省エネ家電買い替え促進補助金、脱炭素重点対策事業、プレミアム付デジタル商品券事業など、市民要望が詰まった市民生活を支える上で喜ばれるものになっているが、残念ながら１点見逃せない点がある。流山おおたかの森駅周辺まちなみづくり事業における、流山おおたかの森駅前センター地区道路測量業務委託料である。市民が要望した訳でもなく、近隣の交通渋滞を招くものであり、早急の事業でもない。今、物価高騰で生活苦に陥っている市民生活を考えれば、このような施策に税金を投入して良い訳がない。２工区工事はすぐにでも撤回することを指摘する。

がありました。

採決の結果、５対１をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第７９号「流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、建築基準法施行令の一部改正に伴い、引用条文の整理を行うものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第６１号「流山市職員旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について」及び議案第６２号「流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」の以上２件は関連があることから、一括して審査しました。

一括審査した議案２件については、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、職員の旅費の取扱いを改めるものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、議案第６１号、及び議案第６２号の以上２件は、いずれも全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第６３号「工事請負契約の締結について（流山市立おおぐろの森小学校校舎増築等工事（建築工事））」について報告します。

本案は、流山市立おおぐろの森小学校校舎増築等工事（建築工事）に係る工事請負契約を締結するものです。

審査の過程における討論として、

１　１点要望し、賛成の立場で討論する。

本案は、急増する児童数に対応し、教育環境の質を確保するための校舎増築工事を進めるものであり、流山市の未来を担うこどもたちの健やかな成長を支える重要な施策であると認識している。

特に、バリアフリー設計や省エネ・防災への配慮がなされている点も評価する。入札の透明性、契約金額の妥当性、教育現場への影響への配慮など、行政としての説明責任も果たしており、市民の理解と信頼を得られる内容であると判断する。

今後も、工事の安全管理と工程の適正な進行を強く求めるとともに、完成後の施設が地域に開かれた学びの場として活用されることを期待する。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

以上

教育福祉委員会委員長報告書

令和７年１０月８日

教育福祉委員会に付託されました議案４件、陳情６件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、陳情第１９号「物価高騰等に見合った医療機関への支援を国へ求める意見書の提出を求める陳情書」について報告します。

本件は、地域の中核となる医療機関等における、昨今の物価高騰等に見合った持続的なサービスの提供を可能とする対策について、早急に検討し必要な措置を講じることを求める旨の意見書の国への提出を求めるものです。

初めに、当局より、

令和６年度の診療報酬改定において、人材確保や賃金上昇に向けた取り組みとしてベースアップ評価料が創設され、また、物価高騰に対応し、診療報酬の食事療養費も引き上げが行われました。診療報酬等について審議する中央社会保険医療協議会においては、令和８年度の診療報酬改定は「物価、賃金、医療機関の経営について、これまでとは相当異なる状況」であることを踏まえて議論するとされています。令和８年度診療報酬の改定及び緊急的な財政支援については、国・県の動向を注視してまいります。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

１　不採択の立場で討論する。

今、多くの医療機関が厳しい経営状況に直面しており、この点については改善すべきと捉えているが、令和８年度の診療報酬の改定については、昨今の人件費や物価の高騰、医療機関の経営状況等を踏まえ、中央社会保険医療協議会において審議が重ねられており、緊急的な財政支援の是非についても、その財源も踏まえ、当該協議会の中で審議すべきものと考える。

２　採択の立場で討論する。

８月２７日付の東京新聞では、松戸市立総合医療センターへの松戸市

一般会計繰出金が、２０２５年度は約２５億円、２０２６年度は５０億円以上との報道があった。物価高騰対策として、国から本市へ交付される「物価高騰対応重点支援地方創生交付金」は、令和６年度だけで、２２億２千万円弱あり、国の推奨メニューに位置付けられても、本市は医療機関には１円も拠出していない。医師法第１９条第１項には「診療に従事する医師は、診療治療の求めがあった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない」と規定されているが、今こどもの救急が市内で受けられないのも、親が倒れ救急で運ばれるのが市内のかかりつけ医ではなく遠く離れた医療機関に行くのも、医療機関の責任ではなく市の無策が故に起きている事象である。市の姿勢を改められるよう、市民の世論と運動を広げていただきたいとお願いする。

がありました。

採決の結果、３対４をもって、不採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第２０号「医療機関の事業と経営維持のための診療報酬再改定を国に求める意見書の提出を求める陳情書」について報告します。

本件は、医療機関の事業と経営維持のため、物価高騰や職員の処遇改善に適切に対応できるよう、緊急的な財政支援を行うことを求める旨の意見書の国への提出を求めるものです。

初めに、当局より、

令和６年度の診療報酬改定において、ベースアップ評価料の創設や、物価高騰重点支援対策など、物価高騰、働く職員の処遇改善に対応するための診療報酬の改定や補助制度の創設が国において実施されたものと認識しており、診療報酬を遡及して再改定すること等については、市として見解を申し上げることはできません。令和８年度の診療報酬改定は「物価、賃金、医療機関の経営について、これまでとは相当異なる状況」であることを踏まえて議論するとされているため、国・県の動向を注視してまいります。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

１　採択の立場で討論する。

市民・国民の命と健康を守れるかどうかは、医療機関の努力はもとより、その経営基盤を左右している診療報酬を決定する政治の役割や、施策が大きいと考える。他市と比較して、本市は特に脆弱な医療体制であ

り、広域的に受け入れ可能な医療体制の構築のためにも意見書提出は必要であり、市議会として今できる最低限の役割と考える。
がありました。
採決の結果、１対５をもって、不採択すべきものと決定しました。
次に、陳情第２１号「委託事業者（及び再委託先事業者）に対し業務完了の確認を徹底させ、１円まで活かす市政をより忠実に実践する事を求める陳情書」について報告します。
本件は、項目１については、流山市保健だより発行時に商業施設への配架を手配する場合は、委託先事業者と取り交わす仕様書に、商業施設の受け取りが確認できる物の作成と保管を明記することを求めるものと、項目２については、担当部署より項目１で定める受け取りが確認できる物について提出を要求できることを仕様書に明記することを求めるものです。
初めに、当局より、
保健だよりは、仕様書に基づき委託事業者と協議し、広報ながれやまの配架先と同一の施設に配架しています。委託事業者は、新聞折込等依頼書により各専売所へ新聞折込及び商業施設への配架を依頼し、配架完了後は、専売所から完了印が押印された依頼書をもって市に報告を行っています。市は委託事業者からの報告に基づき、検収を行っており、本契約は適切に履行されていると認識しています。
との意見がありました。
審査の過程における討論として、
１　不採択の立場で討論する。
市民感情として理解できるが、陳情が求める義務的業務が、より作業を複雑化して業務量の増加を招くことになり、配架に御協力いただいている事業者の御厚意により、配架物の設置が実現できているにもかかわらず、陳情どおりに進めれば、配架物の有無や、残りを配架先の事業者が点検しなければならず、逆に置かせてもらえなくなる可能性も出てくる。希望の場合に無料で届ける仕組みもあると考えられる。
がありました。
採決の結果、０対６をもって、不採択すべきものと決定しました。
次に、陳情第１５号「「国における２０２６年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書」について報告します。

本件は、政府及び関係行政官庁に対して「国における２０２６年度教育予算拡充に関する意見書」の提出を求めるものです。

初めに、当局より、

こどもたちの確かな成長を支え、夢と希望を抱きながら自信をもって生きるこどもたちを育てることが教育の命題であり、この命題に向けてこどもたちをより良く育てることが、学校教育の使命であると認識しています。学校教育の充実には、物的にも人的にも環境を整えることが大切であり、国に対しては、予算措置の拡充をぜひお願いしたいと考えており、陳情にある７項目は、いずれも重要なものと認識しています。

との意見がありました。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第１６号「「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書」について報告します。

本件は、政府及び関係行政官庁に対して「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」の提出を求めるものです。

初めに、当局より、

公立の小中学校等の教職員の給与は、平成１７年度までは国が２分の１を負担、平成１８年度からは、国が３分の１、県が３分の２を負担するとなっています。国は、日本国憲法・教育基本法の定めにより、国民に対して、義務教育費無償の原則を実質的に保障しなければなりません。義務教育制度の根幹である「機会均等・教育水準の確保・無償制」は、国が果たす役割です。都道府県は、規模・財政状況とも大きく異なることから、教職員の配置基準や給与水準に不均衡が生じ、教育の機会均等と教育水準の確保ができなくなることも考えられることから、義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図ることは、本市の教育のためにも大切なことと考えます。

との意見がありました。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第１４号「排泄に課題を抱える障害者（児）に対し、日常生活用具へ排泄予測支援機器の追加認定を求める陳情書」について報告します。

本件は、尿意の意思表示ができない、もしくは曖昧にしか感じることができない障害者の排尿課題を解決するため、排泄予測支援機器「ＤＦｒｅｅ」を市の日常生活用具として追加認定することを求めるものです。

初めに、当局より、

日常生活用具の品目の追加や基準額の見直しについては、定期的には行っていませんが、障害者等からの相談や障害者団体からの要望、市議会での要望等により、必要に応じ対象品目を調査し、近隣市の取扱い状況等も参考に検討しています。今回陳情の排泄予測支援機器は、障害児者本人の快適さの向上や介護する家族等の負担軽減につながるものと考えます。排泄予測支援機器を品目に追加し給付している自治体もあり、他自治体も参考としながら、品目追加に向けて検討する必要があると考えます。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

１　１点要望し、採択の立場で討論する。

この機器があれば、トイレの失敗や不安が減り、学校や仕事、地域の行事に安心して参加しやすくなり、家族の夜間の見守り負担も軽くできると考える。必要に応じてメーカーの縛りなく市民の選択肢の制限を極力ない形で実現されることを要望する。

２　採択の立場で討論する。

排泄は日に何度もあり、その介助をする者にとって体力的にも精神的にも過酷な作業である。排泄予測支援機器は排泄を見える化し、その作業を支援する機器となっている。市民の声を確認しながら認定を前向きに進められたい。

３　採択の立場で討論する。

排泄予測機器を日常生活用具に追加認定することは、御家族の負担軽減や本人の社会参画に資するものと捉えている。

４　採択の立場で討論する。

陳情者は身体障害手帳１級を持っている５歳の我が子のために陳情書を提出しており、必死な思いが伝わった。現在、９万９千円の負担が１割負担となれば、９，９００円と負担が大きく減ることになる。この用具により今までわからなかった尿意を本人が実感できる成果があり、本人と介助者にとって排尿課題に対して解決の兆しが見えることから、障

害者の負担を少しでも軽くして購入できるようにされたい。
　がありました。
　採決の結果、全会一致をもって、採択すべきものと決定しました。
　次に、議案第６５号「令和６年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」報告します。
　本案は、保険給付費等の増加により歳入歳出とも前年度を上回り、歳入総額１４５億９，６０５万１千円に対し、歳出総額は１４５億６，７９２万３千円で、差引き２，８１２万８千円の実質収支額となり、地方自治法及び流山市介護保険介護給付費準備基金条例の規定に基づき２，８１２万８千円を同基金に全額積み立てた、令和６年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものです。
　審査の過程における討論として、
１　１点要望し、賛成の立場で討論する。
　高齢者や要介護者へのサービス提供において、適切な財政運営が行われており、地域福祉の向上に寄与している。流山市介護職員等処遇改善事業をはじめ、市内介護保険サービス事業所の介護職員などに施設からの給与とは別に月額９，０００円を上乗せするなどの処遇改善に務め人材確保そして離職対策を行った。情報連携システムは、登録だけでなく多くの事業者に使っていただけるよう努力を要望し、今後も持続可能な制度運営とサービスの質の向上を期待する。
２　１点指摘し、反対の立場で討論する。
　令和６年度も物価高騰は続き、市民は、やりくりに苦しむ生活を強いられた中で、さらに追い打ちをかけるように、介護保険料まで値上げが行われた。また、国は、訪問介護事業所の約４割が赤字続きという状況の中、令和６年度から訪問介護基本報酬を引き下げて、事業所の消滅を加速させた。秋の国会では、介護保険料２割負担の対象拡大、ケアプランの有料化、要介護１と２の生活援助などの保険外しの三大改悪の審議が始まる。利用者からは、介護保険料を払っているのに必要なサービスが受けられない制度になっているのは「国家的保険詐欺」との声があがっており、国に対し介護報酬の大幅底上げと介護保険財政への国庫負担の大幅引き上げを求めるべきだと強く指摘する。
　がありました。
　採決の結果、５対１をもって、原案のとおり認定すべきものと決定し

ました。
次に、議案第６４号「令和７年度流山市介護保険特別会計補正予算（第１号）」について報告します。
本案は、令和６年度決算の確定に伴い、歳入では追加交付が見込まれることから、国庫支出金及び県支出金を増額し、繰越額が確定したため繰越金については減額し、歳出では国庫支出金等の過年度分返還金に要する経費について減額するほか、介護保険事業所指定・指導事業において補助金の申請が見送られたことから減額補正を行うもので、既定の歳入歳出予算総額からそれぞれ、４，２９２万５千円を減額し、予算総額１５４億４，７６６万２千円とするものです。
審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。
次に、議案第６６号「流山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」報告します。
本案は、児童福祉法の一部改正により、保育所等に通っていない０歳６か月から満３歳未満児の乳児等が、月一定時間までの利用可能枠の中で、保育所等を利用することができる乳児等通園支援事業（いわゆるこども誰でも通園制度）が令和８年度から全国一律に実施されることから、国が「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和７年内閣府令第１号）」を公布したことに伴い、内閣府令に基づく本市の「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定するものです。
審査の過程における討論として、
１　１点要望し、賛成の立場で討論する。
本条例は乳児や幼児の通園支援を目的としており、子育て世代にとって重要な施策の一つで、こどもたちが安心して通園できる環境を整備するとともに、働く親の負担軽減に寄与するものと評価する。本支援事業の基準や運営方法を定めることで、サービスの質の向上や適正な運営が期待でき、利用者・事業者双方にとって良い環境を提供できると考えるため、国の動向を注視し安心安全な対応を要望する。
２　５点指摘し、反対の立場で討論する。
本事業については、様々な懸念や問題が指摘されている。
第一に、２０２５年度まで事業の実施主体は市町村だが、２０２６年

度の本格実施から利用者と事業者の直接契約になり、市の責任があいまいになる。利用者は、国が提供する「総合支援システム」を使って、施設の空き状況を調べ、情報を入力し、予約するとなっているが、利用にあたり事前面接できるとなっているが推奨されておらず、面接の実施などに対して施設側に保障はなく、こどもや保育の安全が担保できるのか。

第二に、こどもにとっての問題、人見知りが始まり、親の後追いが激しい時期に、慣れない場所で見知らぬ保育者に預けられるこどもの負担は計り知れない。また、通常保育を受けている集団に短時間のこどもが不定期で入ってくることは、保育所で毎日過ごすこどもを不安にさせる恐れがある。

第三に、受け入れる側の保育現場にとって、低すぎる条件設定での実施が求められる問題、短時間保育や、初めてのこどもを日々受け入れるには、十分な体制と保育のスキル、経験が必要で、保育士不足や低すぎる処遇で疲弊している保育現場に新たな負担を強いることになりかねない。また、現在、各園で行われている一時預かり事業との類似性、整合性も問題で、一時預かり事業の条件整備を進めて拡充すればよいとの意見が多くある。

第四は、公的責任の問題で、２０２６年度からは、利用者と事業者の直接契約となり、市の仕事は利用者の認定、事業者の認可、その後は利用状況を確認した上で、施設からの請求書を確認し、施設が代理受領する給付費を支払うことだけになる。事故が起こった場合の責任や、保険などについて、まだ明らかにされていない。公的に関わりづらい仕組みになってしまう。

少子化で子育ての孤立化が進む中、家庭で育つ３歳未満児への支援を求める声は多く、こどもだけではなく親も含めた支援の仕組みづくりが必要であることを指摘する。

がありました。

採決の結果、５対１をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第６７号「専決処分の承認を求めることについて（保育所等入所承諾通知書誤送付に係る和解）」について報告します。

本案は、保育所等入所承諾通知書の誤送付に係る和解及び損害賠償の額の決定について、相手方と合意に達し、即時にこれを確定し、解決を

図ることについて特に緊急を要したことから、令和７年８月１２日付けで専決処分したので、その承認を求めるものです。

審査の過程における討論として、

１　１点指摘し、賛成の立場で討論する。

ＤＶで逃げるということは、普通に暮らしている人には分からないほどの怖い思いをして逃げてくる、ということを分かっていただきたい。やっと安住の地を見つけ、ママ友ができていたかもしれない、こどもにも友達ができていたかもしれないが、行政のミスにより再び恐怖と隣り合わせの生活に逆戻りしてしまう。お金を支払えばいいというものではないことを肝に銘じ、このようなことは二度と起こさないことを、切にお願いする。

２　１点要望し、賛成の立場で討論する。

業務フローの作成などあらためて再発防止に細心の注意を払い努めることを強く要望する。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり承認すべきものと決定しました。

以上

市民経済委員会委員長報告書

令和７年１０月８日

市民経済委員会に付託されました議案４件、陳情２件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、陳情第１７号「野々下で進行中の休耕田の埋立に関わる農地転用を許可しないように求める陳情書」について報告します。

本件は、第１期工事の農地転用の許可を取り消して原状回復を求めること、第２期工事の農地転用の許可を取り消して工事の進行を止めさせること、第３期工事以降の申請について農地転用の許可を与えないようにすること、上記の判断について、事実上同じ業者が行った野田市目吹・木野崎における、地権者を欺き結果的に農地法違反であったといえる農地造成工事を見て見ぬふりせず、厳正に審査すること、今後農地転用の審査に当たっては地面の高さ以上の埋立を認めないようにすることを求めるものです。

初めに当局より、

陳情項目の１について、流山市農業委員会では、農地転用の許可申請について、農地法、農地法施行令、農地法施行規則、国の通知及び県の農地転用関係事務指針に基づき審査しています。土砂等の利用による農地造成については、造成期間中、農地として使用できないことから、農地の一時転用として取り扱っております。一時転用の審査基準としては、従前の農地より高い利用価値を有する農地に復元できること、周辺農地の生産条件への悪影響や水路の分断を招くおそれがないこと、一時転用の期間は３年以内とすること、土の量について確保の見込みがあること、農地復元後の利用計画が明確で、実現可能なものであること、農地復元について、事業者と土地所有者の責任を明確化すること、土の性質について安全性が確保できること等の基準に従って確認をしております。申請書には、農地復元誓約書、作付け計画書、作付け誓約書の添付を求めておりますし、本件は、審査基準に基づき、申請書類、現地調査及び事業者と土地所有者へのヒアリングにより審査し、農業委員会総会での審議、議決を経て、許可を決定したものであります。

なお、許可後３か月目及びその後１年ごとに進捗状況の報告を求めており、現時点では指導を要する状況は確認されておりません。農地造成の完了予定は令和８年９月とされており、終了後の報告書はまだ提出されておりませんが、提出された際には、申請内容のとおりに実施されているかを調査いたします。

以上のとおり、審査基準に基づき審査し、許可したものであり、また、現時点では指導を要する状況は確認していないことから、許可を取り消す理由は無いと考えております。

陳情項目２については、第１期工事と同様、審査基準に基づき審査し、許可したものであり、また、現時点では指導を要する状況は確認していないことから、許可を取り消す理由は無いと考えております。

陳情項目３については、申請書が提出された場合には、申請内容を審査基準に基づき審査いたします。

陳情項目４については、造成後の作付けの計画によると、事業者である法人と土地所有者が協働して事業を行うとのことから、野田市での事業とは切り離して審査をいたしました。野田市での事例は流山市農業委員会の管轄外であり、違反か否かを判断する立場ではございません。本市の申請地では、現時点で指導を要する状況は確認しておりません。審査に当たって実施したヒアリングの際には、地権者に対しても、その責務として、事業の進捗状況を定期的に把握するとともに、計画どおり実施していないときは農業委員会に連絡するよう念押しをしております。農業委員会としては、農地造成完了後も、利用状況調査などを通じて耕作の状況を把握し、必要に応じて指導をしていきます。農業委員会は、今後も変わらず厳正な審査を行っていきます。

陳情項目５については、盛土の高さを制限することにより、従前の農地より高い利用価値を有する農地の造成ができなくなる可能性があります。申請者の権利の制限に関わるため、慎重な検討が必要であると考えております。よって、直ちに地面の高さ以上の埋立を不許可とすることは考えておりません。

との意見がありました。

本案については、９月１７日の委員会において、会期中の継続審査となり、その後、９月２９日に２回目の委員会を開催したことを報告します。

なお、本委員会は９月２９日に案件の現況を視察したことを申し添えます。

審査の過程における討論として、

１　不採択の立場で討論する。

陳情項目の１と２については、農地転用関係事務指針に基づき、書類や現地調査及び事業者と土地所有者へのヒアリングにより審査し、農業委員会総会での審議、議決を経て、許可を決定したものであり、現段階で許可条件に違反するものはなく許可の取り消し理由にはならない。

陳情項目の３については、審査基準に基づき審査すべきである。

陳情項目の４については、事業者と土地所有者からのヒアリングも行っており、野田市の事案とは別に考える必要がある。農業委員会は厳正に審査したものと考える。

陳情項目の５については、防災や治安面での不安、市のイメージ低下を理由に、盛土高の判断を行うものではなく、基準どおり従前の農地より高い利用価値を有する農地に復元できることを考えるべきである。

農業委員会は農業者の立場や、農地転用許可基準から周辺の農業者や、農地へ与える影響を鑑みて許認可の判断を行うものであり、陳情者の危惧する状況、例えば事業の実績がない、怪しい事業者である、治安の悪化、生態系の影響、里山が消滅する等といった不安を連想する事柄から不許可にすることや原状回復をすることは、まさに越権行為そのものである。

里山を守りたい気持ちから、農業委員会に対し、土地所有者でもある農業者の耕作をしたいとの意思を無視して、陳情者の要望を酌み入れ、いたずらに排他的な審査をさせようとすることは農地法の趣旨から逸脱している。

市長の権限が及ばない独立した行政機関である農業委員会に対し、里山が守られない責任を農業委員会へ転嫁し、公平・公正な判断を阻止してほしいとの陳情は、到底受け入れられるものではないと考える。

古間木・野々下の自然を守り流山市みどりの基本計画を推進する皆様においては、愛すべき流山の自然環境を守るために日々、御活躍されていることは、感謝申し上げる。

現在、古間木・野々下地域での農地造成により、この地域の状況は日々変わりつつあるが、造成工事完了後の環境と里山の共生を考えてほしい

と思っている。
２　１点要望して、不採択の立場で討論する。
　１０年後、５０年後、１００年後、その先も考えた時に、里山を流山市の資産として残したいという思いはあるが、当該農地は市の所有でもなければ陳情者の土地でもないため、まずは地権者の意思が尊重されるべきである。地権者に農地転用の意思があることは明白であり、一番に尊重すべきである。
　この農地転用が地権者の生活を守ることに寄与することが執行部の説明で認識ができたため、農地転用に反対する道理がない。一方で、市は里山エリアを流山市みどりの基本計画においては配慮地区、生物多様性ながれやま戦略においては重点地区として位置付けており、当該農地に関する農業委員会の決定との整合性が取れていないと言わざるを得ないので、流山市みどりの基本計画及び生物多様性ながれやま戦略は速やかに修正するべきで、市民への説明責任も果たさなければならないと考える。
　第３期工事については、まだ申請に対する許可が下りていない状況である。水田として残すことは検討したのか地権者に確認したところ、経営者がいないとのことであった。経済的な面から農地転用を申請する方がいる一方で、稲作を希望している方もいる。水田の維持管理には機械の購入や雑草等のハードルがあるのは分かるが、市、地権者及び陳情者で水田の維持管理について検討する協議の場を設けていただくよう要望する。
　がありました。
　採決の結果、０対５をもって、不採択すべきものと決定しました。
　次に、陳情第１８号「マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、国民健康保険加入者全員に資格確認書の発行を求める陳情書」について報告します。
　本件は、国保加入者に対して、マイナ保険証の有無にかかわらず、資格確認書を無償かつ申請不要で交付することを求めるものです。
　初めに、当局より、
　令和５年６月９日付けで公布されました「マイナンバー法等の一部改正法」により、健康保険証はマイナンバーカードと一体化され、いわゆるマイナ保険証を基本とする仕組みに移行したことから、旧来の保険証

は令和６年１２月２日に新規発行を終了しました。
本市国民健康保険においては、本年７年７月３１日をもって、有効期限が満了したところです。
そのため、本年７月には、国の方針に基づき、マイナ保険証をお持ちの方には資格情報のお知らせを、マイナ保険証をお持ちでない方には、従来の健康保険証同様、医療機関窓口で提示することで保険診療を受診できる資格確認書を一斉送付したところです。
マイナ保険証に関する課題については、国の対応及び方針に基づき、本市でも対応しており、マイナ保険証を持っていても、マイナ保険証での受診等が難しい要配慮者等、資格確認書を必要とする方については申請により発行しており、引き続き保険診療が受けられる仕組みとなっているほか、マイナンバーカードの電子証明が切れた方などには、申請によらず、資格確認書を発行し、保険診療を受けられない期間が発生しないように対応を行っています。
また、国は本年８月１日以降、多数の自治体で国保の健康保険証が順次失効していく対応のため、有効期限が切れた被保険者証を誤って医療機関に持ち込んだ場合でも、保険診療を受けられるよう、暫定的な対応を医療機関に求める通知を発出しています。
そして、国は、国保の被保険者全員に資格確認書を一律に交付する必要があるとは考えていないという見解を示しています。
以上のことから本市としましては､国民健康保険被保険者全員に対し、マイナ保険証の保有の有無に関わらず、資格確認書を交付するという考えはありません。
との意見がありました。
審査の過程における討論として、
１　不採択の立場で討論する。
陳情願意は理解できるが、メリットが見いだせなかった。
そもそも、マイナンバーカードの申請は任意である。情報の一元化や手続の簡素化等のメリット、再発行や更新の手間というデメリットもあると思われる。
メリットが多いと判断すれば作る、デメリットが多いと判断すれば作らないと個人の判断に委ねることができる。仮に作らない人にペナルティーが発生するとすれば、これは大きな問題である。

陳情を採択した場合、かえって事務の混乱を招くと判断した。

私は、医療機関を利用する際には、資格確認書を利用している。保険証、診察券、お薬手帳等、受付、検査、診察、会計、薬局といろいろな所でその都度「あれだして、これだして」と言われると探す作業に手間取る。求めるものは、手続の簡素化、余計なものは郵送してほしくない、再発行に手間がかかるものを持ち歩きたくないということである。

２　不採択の立場で討論する。

資格確認書の一律交付は,マイナ保険証の利用を基本とする制度の趣旨に反し、混乱を招きかねない。マイナ保険証は医療ＤＸを進め、事務の効率化や国民皆保険制度の持続にも資する重要な改革である。課題については国が改善を重ねており、自治体としては制度の円滑な実施を支援すべきである。

３　不採択の立場で討論する。

現在、全国の自治体では行政職員の不足が顕在化し始めており、効率的な業務運営が求められている。マイナ保険証は、こうした状況の中で事務作業を簡素化し、二重の作業を減らすために導入されており、行政業務の効率化の観点から大切である。

医療機関も人手不足が課題である。マイナ保険証を使えば、受診時の資格確認が自動で行われ、事務作業がスムーズになり、ミスも減らせる可能性がある。しかし、資格確認書の併用を前提とすると、仕組みを活かせず、負担軽減の効果も小さくなる可能性がある。地域医療を持続的に維持するため現場の負担軽減を目指すのであれば、このような仕組みに一定程度は協力していく必要があるのではないかと考える。

マイナ保険証には、過去の薬の履歴や健診情報を共有できるというメリットがある。これにより、医師がより安全に診療を行うことができ、患者の安心にも繋がる。また、高額療養費制度の限度額も自動で確認ができ、医療を受ける方にとっても、経済的な不安を和らげる効果も生まれる。

限られた人材で行政と医療を支えていくために､効率化は必要であり、全員に資格確認書を配付する必要はないと考える。

４　不採択の立場で討論する。

従来の健康保険証が廃止となった後でも、以前と変わらず医療が受けられるよう、マイナ保険証を保有していない方には資格確認書が申請に

よらず交付されているほか、マイナ保険証をお持ちであっても、障害をお持ちの方等の配慮が必要な方については、申請により交付されるなど、全ての方が以前と変わらず、保険診療を受けられる制度となっている。

また、制度の変更にあたっては、本市国民健康保険の被保険者に対し、広報ながれやま、市ホームページなどを通じて、丁寧な説明を行っている。

がありました。

採決の結果、０対６をもって、不採択すべきものと決定しました。

次に、議案第７０号「令和６年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」について報告します。

本案は、歳入は繰入金等の増加により前年度を上回りましたが、歳出については、保険給付費等の減少により前年度を下回り、歳入総額１４７億８,５８７万７千円に対し、歳出総額は１４６億５,４６８万４千円で、差引き１億３,１１９万３千円の実質収支額を令和７年度へ繰り越した令和６年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものです。

審査の過程における討論として、

１　賛成の立場で討論する。

令和６年度の平均被保険者数は２万８,１９３人で、前年度より１,３４３人減少しており、高齢化により後期高齢者医療制度に移行している推移を確認した。令和６年度では赤字額が約６億９千万円に膨れ上がっている。所得無しから３００万円の被保険者が８５％を占めるという構造を背景に赤字が発生しているが、これを補填するため、都道府県に責任主体が移行する、自治体の一般会計から赤字額分を繰入れる、という対応を経て、保険料の改定に至っていると考える。これにより赤字額が３億円台に減るということである。被保険者の理解と協力、職員の方々の努力があったものと評価する。

２　１点指摘と要望をし、賛成の立場で討論する。

被保険者数の減少に伴い、一般会計からの繰入れ等苦しい財政的な事情があるものの、収納率は年々上昇しており努力の成果が伺える。

そのような状況でも歳出は適正にコントロールされていると判断する。

１点指摘をすると、外国人の方の差し押さえ件数、不納欠損数等が比率として非常に高いことは問題であり、制度周知不足、言語の壁、そも

そも居住実態が無いなど様々な要因があると認識するがしっかりと課題を整理し、一つひとつ対処頂きたい。
市内在住でしっかりと納付している外国人の方に不公平感を抱かせないよう努めることを強く要望する。
３　賛成の立場で討論する。
全体的に財政状況が厳しい中で、担当部局は最大限の努力をしたと判断する。
独立採算制と言われても、負担する方々は経済的に苦しく、支払い自体が困難な方も多い。千葉県が主導であるため毎年のノルマのように数字が課され、達成するために苦労をしている。しかも、東葛飾地域ではない市町村の負担も押し付けられている。
一般財源から繰入れを実施しても、後期高齢者医療制度や千葉県全体の基盤安定に使われ、保険料を支払った人に見返りがないように感じられる一面もある。
従って、大きな病気をして、高額な医療費が発生した時以外は、この制度は感謝されることがなく、払い損と思われる傾向にある。これは、本市の努力だけでは限界があり、制度そのものに課題があることを示している。
今、本市ができることは、窓口サービスの向上や効率化で利用者に手間をかけさせないこと、引き続き千葉県に対しては強気な態度を取ることであると考える。
４　１点要望し、賛成の立場で討論する。
国民健康保険の被保険者は減少傾向にあり、保険料収入も減少している中、保険料の収納率は９１．６９％と前年度比１．２８ポイント増となり、１４年連続で増加となった。
これは、職員の方々の尽力と、多くの被保険者の皆様の御理解と御協力があったことで達成できたものと評価する。
最後に、保険料収納率は増加したものの、令和６年度決算では、昨年度に引き続き赤字繰入金が発生している。
令和７年度において、保険料の改定を行ったことは承知しているが、当該会計の健全化に向けて、引き続き、赤字繰入の解消に向けた取組を計画的に行い、被保険者の皆様が安心して医療を受け続けられるよう、安定した運営を維持することを要望する。

がありました。
採決の結果、全会一致をもって、認定すべきものと決定しました。
次に、議案第６８号「令和７年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）」について報告します。
本案は、令和６年度決算額の確定に伴う繰越金や、医療給付費分事業費納付金の追加など所要の補正を行うもので、既定の歳入歳出予算総額に、それぞれ１億９２４万５千円を増額し、１４５億６，８７２万８千円とするものです。
審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。
次に、議案第７１号「令和６年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」について報告します。
本案は、後期高齢者医療広域連合納付金の増加により歳入歳出とも前年度を上回り、歳入総額３２億３，８６６万８千円に対し、歳出総額は３１億４，５８６万３千円で、差引き９，２８０万５千円の実質収支額を令和７年度へ繰り越した令和６年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものです。
審査の過程における討論として、
１　賛成の立場で討論する。
年金からの天引き、現役世代の負担感と支払う側にとっては、非常に重たい社会保険制度であるが、高齢の身内が入院した際にかかる実際の自己負担額は低額で済むため、本当に困った時には大変ありがたい制度であると思う。
その中には、課題がいくつかある。病院の窓口ではあらかじめ預かり金が必要、意味がよくわからない書類を何枚も記入しなければならない、上限額を抑制するために市役所の窓口で手続きを行う等、多くの手続きで忙しい現役世代の時間を奪っている。
普段高額の負担を強いられているのだから、サービスを使う段階には、スピード感があり、当事者の面倒なことや実働の負担を少しでも軽減する必要があると思う。
行政としてできることは、手続の手間を減らす、事務処理を簡素化してすぐにサービスを受けられるように支援するといった利用者本位の体制を構築する、結果的に給付がいざという時に即時に受けられるように

するといった工夫がまだまだできるのではないかと思う。
　がありました。
　採決の結果、全会一致をもって、認定すべきものと決定しました。
　次に、議案第６９号「令和７年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号)」について報告します。
　本案は、令和６年度決算額の確定に伴う繰越金や、後期高齢者医療広域連合納付金を追加するなど所要の補正を行うもので、既定の歳入歳出予算総額に、それぞれ７，８０４万８千円を増額し、３３億８，９２４万４千円とするものです。
　審査の過程における討論は特になく､採決の結果､全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

以上

都市建設委員会委員長報告書

令和７年１０月８日

都市建設委員会に付託されました議案５件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、議案第７５号「令和６年度流山市水道事業会計決算認定について」について報告します。

本案は収益的収支では営業収支で４億１，１５５万９千円、営業外収支で２億１，７７２万８千円の利益が生じたことから、６億２，９１８万６千円の純利益を計上することができました。

一方、資本的収支では、浄水場新設配水池築造や、配水管の改良及び拡張工事等を行った結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額１５億９，６０２万円が生じましたが、この不足額は積立金や損益勘定留保資金などで補填したものです。

審査の過程における討論として、

１　反対の立場で討論する。

２４時間休みなしに安全な水の提供をしていること、人口増加への対応、老朽管、耐震管への取組に敬意を表すが、つくばエクスプレス沿線における６３０ヘクタールの開発のために、インフラ整備として、過大な投資を余儀なくされていることから反対とする。

２　１点要望し、賛成の立場で討論する。

定期的な管路更新計画の見直しにより、劣化が進む管路や社会的影響の大きい管路に優先順位を付けて更新を進めている点は、ライフラインを守る実効性のある取組である。老朽管の計画的な改良を継続していることは、断水リスクの低減、災害対応力の向上、そして、将来世代に負担を先送りしないストックマネジメントの観点からも適切と評価する。

また、物価・資材・人件費高騰という厳しい環境下にあっても、適正な管理運営と効率化、市民サービスの維持・向上に取り組み、黒字確保を見通す健全な会計運営を続けていることを評価する。

災害時や平時を問わず安定給水を守るという「命のインフラ」の使命を踏まえ、引き続き、中央監視システムの着実な更新、優先度に基づく管路の計画的更新、耐久化の加速、そして現場を支える人材と体制の強化に尽力することを要望する。

以上の理由から、市民の安心・安全と持続可能な水道経営の両立に資す

るものであり、賛成とする。
　がありました。
　採決の結果、５対１をもって、認定すべきものと決定しました。
　次に、議案第７３号「令和７年度流山市水道事業会計補正予算（第１号)」について報告します。
　本案は水道事業費用の債務負担行為について、新たに自家用電気工作物保安管理業務委託事業を追加し、税抜き１，０５０万円を設定するものです。
　審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。
　次に、議案第７６号「令和６年度流山市下水道事業会計決算認定について」について報告します。
　本案は収益的収支では営業収支で７億８，０２６万１千円のマイナスとなりましたが、営業外収支で８億８，９４０万１千円の利益が生じたことから、１億７，１０３万９千円の利益を計上することができました。
　一方、資本的収支では、江戸川左岸及び手賀沼流域の下水道整備や、運動公園周辺地区の汚水管及び雨水管整備等を行った結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額１５億２，５７４万６千円が生じましたが、この不足額は損益勘定留保資金などで補填したものです。
　審査の過程における討論として、
１　反対の立場で討論する。
　市民の安全・安心に欠かせない下水道の安定経営と運営に御尽力いただいていること、災害対応の準備などについて、敬意を表すが、つくばエクスプレス沿線における６３０ヘクタールの開発のために、インフラ開発整備として、過大な投資を余儀なくされていることから反対とする。
２　１点要望し、賛成の立場で討論する。
　下水道事業においては、流山市下水道ビジョン及び流山市下水道事業経営戦略に基づき、既成市街地の汚水管整備及び雨水管整備、つくばエクスプレス沿線整備事業に伴う汚水管整備及び雨水管整備を実施した。
　法定耐用年数の５０年を経過した管渠延長の割合を示す管渠老朽化率は令和６年度に８パーセントとなったが、未普及地域の管渠整備も実施されており、老朽化の状況についても低い水準で推移している。今後もストックマネジメント計画に基づき、計画的な点検・調査を実施することを要望する。

３　１点指摘と要望をし、賛成の立場で討論する。
下水道管の更新については、布設年数だけでなく、その他の要因を加味したストックマネジメント計画を策定し、下水道管の適切な管理を行っていくという取組が進展している点を高く評価する。事業の平準化やストックマネジメントを踏まえた工事執行により、維持管理・更新の双方で持続可能性を意識した運用が図られていることは適切である。
一方で、資金面については、課題を指摘せざるを得ない。令和６年度末の資金残高は、前年度から約４億６千万円減少し、約３億７千万円となっている。これは、下水道ビジョンが目標として掲げる資金水準１０億円を大きく下回る水準であり、今後の計画的な下水道管更新を継続する上で、十分な資金を確保する必要がある。
したがって当局においては、引き続き、事業運営の一層の適正化・効率化、投資計画の精査、財源内訳の最適化に取り組むとともに、適正な使用料収入の見直しを検討し、資金残高の回復・維持に向けた具体策を講じられたい。
計画的な更新を堅持しつつ、必要な財源を段階的に積み増ししていくことで、将来世代へ確かな下水道インフラを継承していくことが重要である。以上の指摘と要望を申し上げ、賛成とする。
がありました。
採決の結果、５対１をもって、認定すべきものと決定しました。
次に、議案第７４号「令和６年度流山市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について」について報告します。
本案は清算金の徴収などの推進を図った結果、歳入総額１，５００万１千円に対し、歳出総額は１，１７７万１千円となり、差引き３２３万円の実質収支額を令和７年度へ繰り越したものです。
審査の過程における討論として、
１　１点指摘し、反対の立場で討論する。
今回の決算認定は、事業のやり残しや清算処理の対応のみであるため、単年度会計に誤りがないと捉えている。
しかし、２８年もかけて、わざわざ財政力が限られている本市が直接、区画整理を実施することが適切だったのか。また、市の面積に対して僅か１．５％の面積に一般会計繰入金だけでも９６億円、その他を含めると数百億円規模の投入が適切だったのかということが解決するわけではない。将来に同じ事態を繰り返さないためにも、しっかり事業の総括をすべきと指摘し、反対とする。

２　１点要望し、賛成の立場で討論する。

西平井・鰭ケ崎地区及び鰭ケ崎・思井地区ともに清算金業務の徴収事務が支障なく進められており、適切に行われることを評価するとともに、地権者の問合せや対応についても丁重に対応されていることも確認できた。引き続き、事業が期間どおりに進捗することを要望する。

がありました。

採決の結果、５対１をもって、認定すべきものと決定しました。

最後に、議案第７２号「令和７年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）」について報告します。

本案は令和６年度決算額の確定に伴い、一般会計繰入金の減額により調整し、既定の歳入歳出予算総額に変更はないものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上

決算審査特別委員会委員長報告書

令和７年１０月８日

決算審査特別委員会に付託されました議案第７７号「令和６年度流山市一般会計歳入歳出決算認定について」、審査の経過及び結果を報告します。

本委員会は、去る９月１２日の本会議において設置され、同時に議案第７７号を付託されたものです。同日、第１回目の特別委員会を開催し、委員長に私、坂巻儀一が、副委員長に岡明彦委員が選任されました。

同月２４日から延べ４日間にわたり委員会を開催し、慎重な審査を行ったものです。

採決の結果、４対１をもって、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

審査後、別紙のとおり、各委員より５２項目にわたり、執行部への指摘要望事項が提出され、１０月６日には、協議会及び委員会を開催し、３５項目にわたる議会全体の合意事項をまとめたところです。

市当局においては、これらの指摘要望事項及び議会全体の合意事項を来たる令和８年度予算編成に当たり真摯に受けとめられ、今後の行財政運営に万全を期されることを望みます。

以上

別紙４

発議第　２０　号

国における２０２６年度教育予算拡充に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第１４条第２項の規定により提出します。

令和７年１０月８日提出

提出者

教育福祉委員長　海老原　功一

別紙４

国における２０２６年度教育予算拡充に関する意見書

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担うこどもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」、「不登校」、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、様々な深刻な問題を抱えている。また、各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生した。災害からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、様々な教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要がある。そのための様々な教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、こどもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、２０２６年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

（１）災害からの教育復興に関わる予算の拡充を十分に図ること。
（２）こどもたち一人ひとりにきめ細やかな指導をするため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。
（３）保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。
（４）現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業に関わる予算をさらに拡充すること。
（５）安心して学校生活を送れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等相談体制を充実させること。
（６）多様な学びの場の充実を図り、誰もが学ぶことができる機会を保障するため、必要な予算措置を講じること。
（７）安全・安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備に向け、バリアフリー化や、洋式・多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること。
（８）ＧＩＧＡスクール構想を着実に推進し、学校現場における様々な課題に対応できる環境を整えること。

など

別紙４

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担うこどもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

２０２５年１０月８日

衆議院議長　額賀　福志郎　様
参議院議長　関口　昌一　様
内閣総理大臣　石破　茂　様
財務大臣　加藤　勝信　様
文部科学大臣　あべ　俊子　様
総務大臣　村上　誠一郎　様

千葉県流山市議会

別紙５

発議第　２１　号

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第１４条第２項の規定により提出します。

令和７年１０月８日提出

提出者

教育福祉委員長　海老原　功一

別紙５

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、こどもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんに関わらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府の主導する三位一体の改革の中で、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止も検討された経緯がある。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、２１世紀のこどもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

２０２５年１０月８日

衆議院議長　額賀　福志郎　様
参議院議長　関口　昌一　様
内閣総理大臣　石破　茂　様
財務大臣　加藤　勝信　様
文部科学大臣　あべ　俊子　様
総務大臣　村上　誠一郎　様

千葉県流山市議会

別紙６

発議第　１３　号

ガソリン税の暫定税率撤廃を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第１４条第１項の規定により提出します。

令和７年１０月８日提出

提出者

流山市議会議員　高橋　あきら

賛成者

流山市議会議員　乾　えり

〃　植田　和子

〃　おだぎり　たかし

別紙６

ガソリン税の暫定税率撤廃を求める意見書

物価やガソリン価格の高騰が続き、市民生活や地域経済に深刻な影響を及ぼしている。

国会の与野党６党の国会対策委員長は今年７月３０日、ガソリン税の暫定税率の廃止を年内のできるだけ早い時期に廃止することで合意した。また与野党の実務者協議を開催し､財源などについて協議を行っている。さらに、１１月からの暫定税率の廃止をめざすとともに、都道府県の税収減やガソリンスタンドの経営に対する影響を回避する内容等も盛り込んだ法案を野党７党が共同で衆議院に提出した。

これが実現できれば、経済産業省が発表したレギュラーガソリン１リットル当たりの店頭小売価格（８月１８日時点）１７４円７０銭（全国平均）は、１４９円７０銭へと大きく引き下がる。結果として、２０２４年の家計調査で２人以上世帯のガソリン年間消費額平均７万８８７円は約１万円の負担減になる。その他、流通、物流のコストの引き下げ、それに伴う身の回りのさまざまな商品やサービス価格の引き下げ、帰省や観光等交流人口の増加促進など間接的な波及効果もある。

よって国に対し、以下のことを求める。

記

１　ガソリン税の暫定税率撤廃を早期に実現するため、あらゆる努力を尽くすこと。

２　ガソリン税の暫定税率廃止を理由とした新たな国民負担を増やさないこと。また地方自治体やガソリンスタンド等への悪影響を回避させる減収補填措置を講じること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

２０２５年１０月８日

衆議院議長　　額賀　福志郎　様
参議院議長　　関口　昌一　　様
内閣総理大臣　石破　　茂　　様
内閣官房長官　林　　芳正　　様
総務大臣　　村上　誠一郎　様
財務大臣　　加藤　勝信　　様
経済産業大臣　武藤　容治　　様

千葉県流山市議会

別紙６

発議第　１４　号

バス運転手の不足の解消に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第１４条第１項の規定により提出します。

令和７年１０月８日提出

提出者

流山市議会議員　植田　和子

賛成者

流山市議会議員　乾　えり

〃　高橋　あきら

〃　おだぎり　たかし

別紙６

バス運転手の不足の解消に関する意見書

日本の地域公共交通はその多くが民間のバス事業者任せであり、運賃収入で採算性を確保することが当然とされている。都内各地域では、民営バスの減便や廃止が相次ぎ、住民の移動する権利が脅かされ、「病院や役所、買物に行くのに不便になった。バスの運行路線を増やしてほしい」との声が寄せられている。

一方、フランスや韓国などの国々においては、移動権・交通権を保障する立場から安心して暮らせる環境を整えるために、国や自治体が収支の不足分を補塡し、公共交通の維持・充実に主体的な役割を果たしている。このような国々と比較して不十分である日本の交通政策も、移動権・交通権を保障する立場に立って交通政策を抜本的に転換していくことが求められている。

地域公共交通の危機打開に向けて特に急がれるのは、バス運転手の不足の解消である。バス運転手は、住民の生活の根幹を支える重要・不可欠な役割を果たすエッセンシャルワーカーであるにもかかわらず、２０２２年のバス運転手の平均年収は、全産業平均と比べておよそ１００万円も低くなっている。

こうした中で、東京都葛飾区は２０２４年度予算にバス運転手の待遇改善に向けた補助に踏み出した。

よって関係機関に対し、バス運転手の不足解消と交通政策の充実・強化に向けて以下のことを要請する。

記

１　民営バスを含めたバス事業者に対する財政支援を行うこと。

２　路線バス事業への参入・撤退に関する規制緩和を見直すこと。

３　主たる勤務地が千葉県内営業所にあり、大型自動車第二種運転免許保持者に対する住居手当・借上住宅費補助や、営業所が行う人材募集ＰＲ等実施事業への補助制度、女性バス運転手が安心、快適に働くための環境づくりへの補助制度などを創設すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

２０２５年１０月８日

衆議院議長　　額賀　福志郎　様
参議院議長　　関口　昌一　　様
内閣総理大臣　石破　　茂　　様
国土交通大臣　中野　洋昌　　様
千葉県知事　　熊谷　俊人　　様

千葉県流山市議会

別紙６

発議第　１５　号

建設労働者の雇用改善と担い手確保等に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第１４条第１項の規定により提出します。

令和７年１０月８日提出

提出者

流山市議会議員　乾　えり

賛成者

流山市議会議員　高橋　あきら

〃　植田　和子

〃　おだぎり　たかし

別紙６

建設労働者の雇用改善と担い手確保等に関する意見書

いま建設業就業者はピーク時の６８５万人から比較すると３０％減少した。大工工事従事者に限って言えば、ピーク時から６８％もの大幅減少となっている。しかも建設業就業者の年齢構成は６０才以上が４３％に対し、３０才未満は７％、１０代では０．１％もいない。

基幹産業である建設業において建設労働者の減少がこのまま進行すれば、個人住宅の建設やリフォームはもとよりインフラ等社会資本の維持・管理・更新、災害復旧の実施に大きな支障となり、国民生活への甚大な影響が懸念される。

将来にわたり持続可能な地域社会を実現するためにも、働き方改革の推進、適切な賃金水準の確保をはじめとする労働環境や処遇の改善が喫緊の課題となっている。とりわけ、労働に見合った適正な賃金を建設現場の隅々に十分浸透させることは不可欠である。

国土交通省が２０２５年２月に公表した3月から適用する公共工事設計労務単価では、全職種の平均日額が2万４，８５２円と１３年連続引き上げとなり、単価公表開始以降、最高値を更新している。一方、全国建
設組合総連合が実施した２０２４年度調査では建設労働者で平均日額１万５，６５３円、一人親方は平均日額１万８，５５１円と大きな開きが生じており、以下のことを要望する。

記

１　２０２４年６月に公布・施行された公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律に基づき、公共工事での本格的な取組みを加速化するための支援を行うこと。

２　ＩＬＯ（国際労働機関）第９４号条約（公契約における労働条項に関する条約）を日本政府も批准し、国内における更なる関係法令の整備にあたること。

３　建設労働者の高い水準の賃上げに向けた環境整備に努め、雇用改善や建設業の担い手確保・育成を推進すること。

４　建築大工をはじめとした若年者等の入職・定着を促進すること。また、建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）をさらに普及し、建設労働者の能力開発の推進及び向上を支援すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

２０２５年１０月８日

衆議院議長	額賀　福志郎	様
参議院議長	関口　昌一	様
内閣総理大臣	石破　茂	様
総務大臣	村上　誠一郎	様
国土交通大臣	中野　洋昌	様
経済産業大臣	武藤　容治	様
内閣府特命担当大臣（防災、海洋政策）	坂井　学	様
賃金向上担当大臣	赤澤　亮正	様
千葉県知事	熊谷　俊人	様

千葉県流山市議会

別紙６

発議第　１６　号

次世代研究者挑戦的研究プログラムの充実・強化を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第１４条第１項の規定により提出します。

令和７年１０月８日提出

提出者

流山市議会議員　おだぎり　たかし

賛成者

流山市議会議員　乾　えり

〃　高橋　あきら

〃　植田　和子

別紙６

次世代研究者挑戦的研究プログラムの充実・強化を求める意見書

文部科学省によると、修士課程を終えて博士課程に進学する人がピーク時の２００３年度の約１万１,６００人から減り続け、２０１９年度は最も少ない５,９６３人とほぼ半減した。日本の人口１００万人あたりの博士号取得者の数も、２００８年１３１人から、２０１７年には１１９人に減少し、増加傾向のアメリカ・ドイツ・韓国の半分以下の水準に落ち込んでしまった。

日本の研究力の大幅な低下を懸念し、環境改善を求める声がある一方、今年６月２６日、文部科学省が、博士課程の学生に対して生活費や研究費を支援する「次世代研究者挑戦的研究プログラム（ＳＰＲＩＮＧ）」について、「国籍要件を附し、生活費支給を日本人限定に見直す方針を固めた」と報道された。

研究と生活を安定的に両立させる「命綱」を細める制度の改悪であり、問題がある。また被支援人材の多様性を排除し選別を強めるような今回の改悪は、更なる選別を設け、強いては奨学制度の縮小自体に繋がる可能性も秘めている。

よって国会及び政府に対し、次世代研究者挑戦的研究プログラムについて、外国人留学生の支援を打ち切る制度改悪は撤回し、充実・強化を強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

２０２５年１０月８日

衆議院議長　　額賀　福志郎　様
参議院議長　　関口　昌一　　様
内閣総理大臣　石破　　茂　　様
財務大臣　　加藤　勝信　　様
文部科学大臣　あべ　俊子　　様
内閣官房長官　林　　芳正　　様

千葉県流山市議会

別紙６

発議第　１７　号

生活保護制度における違法な基準引き下げの是正等を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第１４条第１項の規定により提出します。

令和７年１０月８日提出

提出者

流山市議会議員　高橋　あきら

賛成者

流山市議会議員　乾　えり

〃　植田　和子

〃　おだぎり　たかし

別紙６

生活保護制度における違法な基準引き下げの是正等を求める意見書

２０１３年から２０１５年にかけての生活保護基準の大幅な引き下げは違憲・違法であるとして訴えた「いのちのとりで裁判」について、最高裁判所は今年６月２７日、「違法」との判断を示し、処分の取り消しを認める判決を言い渡した。しかも、２０１３年の基準引き下げは、「従来の消費水準を指標とせず、専門部会にも諮らないまま物価変動を直接の指標として改定したことは、専門的知見との整合性を欠く」などと指摘した。

そもそも生活保護制度は、日本国憲法第２５条が保障する生存権に基づく制度の一つである。またその基準は最低賃金、就学援助、国保料や税の減免基準など国民全体にかかわる制度と密接な関係となっている。

にもかかわらず１０年以上もの間、違法な保護基準の下、数百万人の生存権を直接侵害し続けた国の責任は重大である。原告団が２００人以上も亡くなっていることから、最高裁判所の判決への誠実な対応が政府に求められる。

そこで、以下のことを要望する。

記

１　最高裁判所の判決に基づき真摯な反省を行い、少なくとも早急に基準を元に戻すこと。

２　再発防止に向けた検証を行い、生存権侵害への誠実な謝罪と被害の回復を図ること。

３　生活保護利用者の支援にあたる自治体ケースワーカーの配置基準を大幅に是正するとともに、国の責任で制度を周知し、改善すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

２０２５年１０月８日

衆議院議長　　額賀　福志郎　様
参議院議長　　関口　昌一　　様
内閣総理大臣　石破　　茂　　様
厚生労働大臣　福岡　資麿　　様
財務大臣　　加藤　勝信　　様
法務大臣　　鈴木　馨祐　　様
内閣官房長官　林　　芳正　　様

千葉県流山市議会

別紙６

発議第　１８　号

政党助成金制度の廃止を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第１４条第１項の規定により提出します。

令和７年１０月８日提出

提出者

流山市議会議員　おだぎり　たかし

賛成者

流山市議会議員　乾　えり

〃　高橋　あきら

〃　植田　和子

別紙６

政党助成金制度の廃止を求める意見書

政党助成金は、新年度予算が成立すれば、年４回に分けて交付されるもので、政党助成法に基づき毎年１月１日現在で所属する国会議員の数や過去の国政選挙の得票数に応じて総務大臣に届け出を行った政党に交付されている。

今年１月、ＮＨＫの報道によると２０２５年に交付予定の政党助成金は９つの政党に総額３１５億円余りが支給されるとのことである。また各党の試算額は多い順に、自民党１３６億３,９００万円、立憲民主党８１億７,１００万円、日本維新の会３２億９００万円、公明党２６億４,７００万円、国民民主党１９億７,９００万円、れいわ新選組９億１,６００万円、参政党５億１,６００万円、社民党２億８,３００万円、日本保守党１億７,２００万円とし､日本共産党は政党助成金の制度に反対し、助成金を受け取っていないとのことであった。

そもそも国民の税金を、国民自ら支持しない政党に対し強制的に寄付させられる政党助成金の仕組みは大いに問題がある。また制度発足時、企業・団体献金を禁止するという口実で導入されたにもかかわらず、実際には、企業・団体献金は温存され、政党助成金との“二重取り”が続けられている。さらに１９９５年の制度施行から２０２４年までの３０年間､政党助成金総額は約９,４８４億７千万円にのぼり、３０年間に受け取った５１政党のうち４２政党が分裂・合併・再分裂を繰り返し解散・消滅している。

そこで政府及び国会に対し、国民生活を顧みない政党助成金制度の廃止を強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

２０２５年１０月８日

衆議院議長　額賀　福志郎　様
参議院議長　関口　昌一　様
内閣総理大臣　石破　茂　様
総務大臣　村上　誠一郎　様
内閣官房長官　林　芳正　様

千葉県流山市議会

別紙６

発議第　１９　号

医薬品や医療機器の安定供給確保並びにイノベーション推進を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第１４条第１項の規定により提出します。

令和７年１０月８日提出

提出者

流山市議会議員　藤井　俊行

賛成者

流山市議会議員　うた　桜子

〃　川本　大岳

〃　西尾　段

〃　中村　彰男

別紙６

医薬品や医療機器の安定供給確保並びにイノベーション推進を求める意見書

一部メーカーの製造管理及び品質管理の不正問題に端を発する医薬品や医療材料の供給不安は、需給のひっ迫に加え、政府の頻繁な薬価引き下げや昨今の原材料価格の高騰に伴うメーカーの採算悪化によって、実に５年にわたって継続している。

この間、医療機関や薬局においては、医薬品の入手が一部困難な状況が継続しており、必要な薬が患者に届かない事態を招くなど、国民の命と健康に影響を及ぼしかねない事態が続いている。また、治療薬の開発で諸外国から後れを取るなど、我が国のイノベーション創出力の低下も明らかとなっている。

こういった事態を踏まえ、国では供給不足の医薬品を早期に安定供給できるようメーカーへの増産要請を行うとともに、ジェネリックメーカーの産業構造の見直しに着手するなど、様々な対応を講じている。

しかしながら、厚生労働省の医薬品供給にかかる調査結果（令和７年６月調査）によると、１４％の医療用医薬品が限定出荷または供給停止の状況にあるなど、依然として深刻な状態が継続している。

現下の供給不安を一刻も早く解消し、かつ将来にわたって、国民に医薬品や医療材料を安定的に供給するためには、設備投資や研究開発投資、人的投資を困難にし、一部不採算での生産を強いる現行制度の見直しを図り、国内における医薬品や医療機器の安定供給基盤、イノベーション創出基盤を再構築する必要がある。

よって、本流山市議会は、国会および政府に対し、次の事項について特段の措置を講ずるよう、強く要請する。

記

１　我が国におけるイノベーション創出環境を取り戻し、かつ国民生活に必要不可欠である医薬品等の安定供給を取り戻すため、中間年薬価改定の廃止や中断を含めた薬価・材料価格制度の抜本的な見直しを進めること。

２　世界的な物価高・インフレの中にあって、国民生活に必要不可欠である医薬品や医療機器・医療材料の安定供給を揺るぎないものにするため、急激な原材料やエネルギー価格の高騰に対応する価格調

別紙６

整制度を新設するなど、価格下支え制度を整備すること。

３　市場実勢価格方式をとる我が国の薬価制度の信頼性、持続可能性を確保するため、長年にわたる特異な医薬品の取引慣行の是正を図ること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

２０２５年１０月８日

衆議院議長　　額賀　福志郎　様
参議院議長　　関口　昌一　　様
内閣総理大臣　石破　　茂　　様
厚生労働大臣　福岡　資麿　　様

千葉県流山市議会

別紙７

議員派遣の件

令和７年１０月８日

地方自治法第１００条第１３項及び会議規則第１６７条の規定により下記のとおり議員を派遣する。

記

１　視察団体名及び研修名

（１）派遣目的　議会報告会

（２）派遣場所　流山市役所第１庁舎４階

（３）派遣期間　令和７年１１月８日

（４）派遣議員　議員２８名

令和７年流山市議会第４回定例会会期日程表（案）

別紙8

令和７年　　月　　日提出

月　日	曜日	内　　容
１１月 ２７日	木	本会議　午後１時開議 １　会議録署名議員の指名 ２　会期の決定 ３　議案第　　号から議案第　　号まで 報告第　　号 （議案上程・提案理由説明及び報告） ４　休会の件
２８日	金	休　　会　（議案研究）
２９日	土	
３０日	日	
１２月 １日	月	
２日	火	本会議　午前１０時開議 １　市政に関する一般質問
３日	水	本会議　午前１０時開議 １　市政に関する一般質問
４日	木	本会議　午前１０時開議 １　市政に関する一般質問
５日	金	本会議　午前１０時開議 １　市政に関する一般質問 ２　議案第　　号から議案第　　号まで （質疑・委員会付託） ３　請願・陳情の件 （委員会付託） ４　休会の件

月　日	曜日	内　　容
６日	土	休　　会　（議案研究）
７日	日	
８日	月	休　　会　（教育福祉常任委員会）
９日	火	休　　会　（市民経済常任委員会）
１０日	水	休　　会　（都市建設常任委員会）
１１日	木	休　　会　（総務常任委員会）
１２日	金	休　　会　（総合調整）
１３日	土	
１４日	日	
１５日	月	
１６日	火	
１７日	水	本会議　午後１時開議 １　議案・請願・陳情 （委員長報告・質疑・討論・採決） ２　発議上程 （提案理由説明・質疑・討論・採決） ３　所管事務の継続調査について

１１月１７日（月）　請願・陳情締切【～午後５時】
１１月１８日（火）　全議員に対する議案説明会、全員協議会【午後１時３０分～】
１１月２０日（木）　令和７年第４回定例会招集告示
　　〃　　一般質問通告受付【午前８時３０分～午後５時１５分】
１１月２１日（金）　一般質問通告受付【午前８時３０分～正午】
１１月２５日（火）　議会運営委員会【午前１０時～】
１２月　５日（金）　議会運営委員会【午前９時～】
１２月１７日（水）　議会運営委員会【午前１０時～】